



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

- *58 生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課) 1

○ 告示

- 626 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (危機管理・消防課) 3
- 627 一般競争入札による落札者の決定 (管財課) 4
- 628 " (") 4
- 629 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課) 5
- 630 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 5
- 631 生活保護法による医療機関の指定 (") 6
- 632 生活保護法による施術機関の指定 (") 6
- 633 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会課) 7
- 634 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 (") 7
- 635 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 7
- 636 " (") 8
- 637 " (") 8
- 638 救急病院の認定 (医務課) 8
- 639 桃山開拓土地改良区の解散 (農業農村整備課) 8
- 640 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課) 8
- 641 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) 9
- 642 " (") 9
- 643 平成23年和歌山県告示第685号 (漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定) の一部改正 (水産振興課) 10
- 644 昭和54年和歌山県告示第625号 (漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定) の一部改正 (") 10
- 645 平成24年和歌山県告示第596号 (漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定) の一部改正 (") 10
- 646 公共測量の実施 (技術調査課) 11
- 647 道路の区域変更 (道路保全課) 11
- 648 道路の供用開始 (") 12

○ 警察本部告示

- 3 放置車両確認事務委託業務に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等 12

○ 公告

- 都市計画の案の縦覧 (都市政策課) 14

規 則

和歌山県規則第58号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成12年和歌山県規則第125号）の一部を次のように改正する。

別記第47号様式の2中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、

「 24 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」 を

「 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）

26 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）

に改める。

28 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）

29 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）

30 公認心理師法（平成27年法律第68号）

」

別記第48号様式の2中「同法第2号」を「同法第49条の2第2項第2号」に、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、

「 24 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」 を

「 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）

26 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）

に改める。

28 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）

29 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）

30 公認心理師法（平成27年法律第68号）

」

別記第48号様式の5中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、

「 24 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」 を

「 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）

26 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）

に改める。

28 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）

29 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）

30 公認心理師法（平成27年法律第68号）

」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の生活保護法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第626号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「危険物取扱者保安講習」という。）を、和歌山県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

平成28年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 講習の種類

消防法第13条の23の規定による危険物取扱者保安講習

2 講習の日時及び場所

講習の日時及び場所は次のとおりとし、受講者は受講申請の際希望する日を指定することができる。

地 域	講習 種別	講 習 日	講習時間	講 習 場 所	
				会 場 名	所 在 地
有 田	1	平成28年10月6日	午前9時30分から	有田市文化福祉センター	有田市箕島27
	2	平成28年10月6日	午後1時30分から	同上	同上
	3	平成28年10月7日	午前9時30分から	同上	同上
和歌山	1	平成28年10月18日	午前9時30分から	和歌山県勤労福祉会館（プラザホープ）	和歌山市北出島一丁目5番47号
	2	平成28年10月18日	午後1時30分から	同上	同上
	3	平成28年10月19日	午前9時30分から	同上	同上
	2	平成28年10月19日	午後1時30分から	同上	同上
	2	平成28年10月20日	午前9時30分から	同上	同上
	1	平成28年10月20日	午後1時30分から	同上	同上
	2	平成28年10月21日	午前9時30分から	同上	同上
	3	平成28年10月21日	午後1時30分から	同上	同上
那智勝浦	1	平成28年10月28日	午前9時30分から	那智勝浦町体育文化会館	東牟婁郡那智勝浦町天満441-8
	3	平成28年10月28日	午後1時30分から	同上	同上
田 辺	1	平成28年11月4日	午前9時30分から	紀南文化会館	田辺市新屋敷町1番地
	3	平成28年11月4日	午後1時30分から	同上	同上

（注）講習種別の番号は、次の区分による。

- 1 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 2 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（1に該当する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取

扱者を対象とした講習

3 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 受講手続及び受講手数料

受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙4,700円を貼り付け、次項の受付期間中に受付場所へ提出すること。

4 受講申請書の受付期間及び受付場所

受講申請書は、平成28年8月22日（月）から同月26日（金）までの間に和歌山県危険物安全協会又は各振興局地域振興部総務県民課（海草振興局を除く。）において受け付ける。

5 受講対象者

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項に規定する危険物取扱者

6 講習科目及び時間

(1) 危険物関係法令に関する事項 1時間

(2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

7 その他詳細については、和歌山県危険物安全協会及び総務部危機管理局危機管理・消防課に問い合わせること。

和歌山県危険物安全協会 電話番号 073-425-3556

総務部危機管理局危機管理・消防課 電話番号 073-441-2263

和歌山県告示第627号

平成28年度及び平成29年度県庁舎（本館）電力調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

県庁舎（本館）電力調達 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局管財課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

平成28年5月13日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社エネット

東京都港区芝公園二丁目6-3

5 落札金額

40,391,256円（うち消費税及び地方消費税の額2,991,944円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成28年3月18日

和歌山県告示第628号

平成28年度及び平成29年度県庁舎（南別館）電力調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県庁舎（南別館）電力調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局管財課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成28年5月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
関西電力株式会社
和歌山市岡山丁40番地
- 5 落札金額
57,251,912円（うち消費税及び地方消費税の額4,240,882円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年3月18日

和歌山県告示第629号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成28年8月1日まで縦覧に供する。

平成28年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成28年5月31日
- 2 名称
特定非営利活動法人ひだまりの和
- 3 代表者の氏名
森田 美穂
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県有田郡有田川町大字中井原112番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、行政や各種団体との連携を図りながら、地域住民が地域の課題を解決するため、地域を越えた連携に取り組み、生活上の様々な支援を必要とする人々に対して、支えあうまちづくりに関する事業を行うことにより、地域の社会福祉に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第630号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
田薬新 17-26	八仙堂薬局たきない店	田辺市たきない町1-12	平成 28. 2. 29
伊歯新 3-26	田村歯科クリニック	伊都郡かつらぎ町笠田東103-6	平成 28. 3. 31
海南薬新 4-26	ツジムラ薬局	海南市名高243-4	平成 28. 3. 31
有市薬新 14-26	ひまわり薬局	有田市宮崎町40-3	平成 28. 3. 31
岩医新 23-26	いのうえともゆきクリニック	岩出市備前42 プチ・ツール1-D	平成 28. 5. 5

和歌山県告示第631号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
田薬新 41-28	八仙堂薬局	田辺市たきない町1-12	平成 28. 3. 1
伊歯新 9-28	田村歯科クリニック	伊都郡かつらぎ町笠田東103-6	平成 28. 4. 1
海南薬新 28-28	ツジムラ薬局	海南市名高243-4	平成 28. 4. 1
有市薬新 21-28	ひまわり薬局	有田市宮崎町40-3	平成 28. 4. 1
橋薬新 34-28	キリン堂薬局御幸辻店	橋本市御幸辻上栗坪137-1	平成 28. 5. 1
東薬新 16-28	さんご薬局	東牟婁郡串本町サンゴ台691-7	平成 28. 5. 1

和歌山県告示第632号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

示する。

平成28年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
紀柔新 3-28	中山清仁	紀の川市田中馬場149-7（柔道整備）	平成 28. 4. 21

和歌山県告示第633号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成28年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業 者 番 号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指 定 年 月 日	指 定 の 有効期間の 満 了 の 日
30712008 52	株式会社よろこび	居宅介護支援事業所 よろこび	新宮市蜂伏9番26号	居宅介護支援	平成 28. 6. 1	平成 34. 5. 31
30720006 35	一般社団法人和歌山 県接骨師会	和柔整・ケアマネセ ンター梅田	御坊市藤田町吉田764- 3	居宅介護支援	平成 28. 6. 1	平成 34. 5. 31

和歌山県告示第634号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成28年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業 者 番 号	事業者の名称 又 は 氏 名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指 定 年 月 日	指 定 の 有効期間の 満 了 の 日
30714012 63	株式会社北浦総合治 療院	北浦デイサービス （海南）	海南市小野田74	介護予防通所 介護	平成 28. 6. 1	平成 30. 3. 31
30722015 55	株式会社高垣幸夢店	デイサービスきたえ る一む田辺下屋敷	田辺市下屋敷町11-1	介護予防通所 介護	平成 28. 6. 1	平成 30. 3. 31

和歌山県告示第635号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日
3011400 540	ハニーホーム東 雲	海南市小野田16 33-13	生活介護	特定なし	有限会社ライ フパートナー	海南市小野田16 20-101	平成 28. 5. 1

和歌山県告示第636号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012000083	かいてきケアステーション	御坊市塩屋町北塩屋1400-6	同行援護	特定なし	中紀河南タクシー株式会社	御坊市塩屋町北塩屋1400-6	平成28.6.1

和歌山県告示第637号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012520304	訪問介護ステーション華	東牟婁郡串本町串本2418	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	合同会社BLAIN TRUST	東牟婁郡串本町串本2418	平成28.6.1

和歌山県告示第638号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成28年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 新宮市立医療センター
- 2 所在地 新宮市蜂伏18番7号
- 3 有効期限 平成31年4月30日

和歌山県告示第639号

桃山開拓土地改良区は、平成28年6月10日解散したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第3項の規定により公告する。

平成28年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第640号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年5月30日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年6月23日まで縦覧に供する。

平成28年6月10日

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第22号	御坊市藤田町吉田字大河原349-1外3筆
平成28年度第23号-1	日高郡みなべ町東本庄字土畑795外1筆
平成28年度第23号-2	日高郡みなべ町高野字下代328外3筆
平成28年度第24号-1	日高郡美浜町和田字畔之内2388-1
平成28年度第24号-2	日高郡美浜町和田字畔之内2388-2外1筆
平成28年度第24号-3	日高郡美浜町和田字畔之内2408-1
平成28年度第24号-4	日高郡美浜町和田字深田2308外1筆

和歌山県告示第641号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成28年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第642号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成28年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第643号

平成23年和歌山県告示第685号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表中田野浦漁業協同組合の地区の項を次のように改める。

区 域	区 分	加入区の名称
田野浦漁業協同組合の地区	総トン数20トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業	田野浦底びき網
	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち田野浦底びき網加入区の区分に属さない漁業	田野浦漁業協同組合その他

和歌山県告示第644号

昭和54年和歌山県告示第625号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山南漁業協同組合の地区	田辺市江川及び天神崎に住所又は根拠地を有する者が合計総トン数10トン以上30トン未満の動力漁船を使用して行う中型まき網漁業	田辺まき網

和歌山県告示第645号

平成24年和歌山県告示第596号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山南漁業協同組合の地区	田辺市上屋敷に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	戎一本釣

	田辺市目良に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	田辺目良一本釣
	田辺市目良に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う刺網漁業を主とする漁業	田辺目良刺網
	西牟婁郡白浜町日置に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業	日置曳縄
	田辺市芳養町に住所又は根拠地を有する者が行う機船船びき網漁業	芳養船びき網
	田辺市芳養町に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	芳養一本釣
	田辺市江川に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	江川一本釣
	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうちすさみ曳縄第1、すさみ曳縄第2、すさみ曳縄第3、すさみ曳縄第4、南紀第6、田辺まき網、湊浦船びき網、富田・椿一本釣、戎一本釣、田辺目良一本釣、田辺目良刺網、日置曳縄、芳養船びき網、芳養一本釣及び江川一本釣加入区の区分に属さない漁業	和歌山南漁業協同組合 その他

和歌山県告示第646号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき有田市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（レベル500航空写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 平成28年6月6日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県有田市全域

和歌山県告示第647号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

伊都郡かつらぎ町大字新城字落合886番2地先から同町大字新城字落合884番地先まで	旧	8. 82 } 13. 83	28. 50	
同上	新	10. 94 } 17. 05	28. 50	

和歌山県告示第648号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字新城字落合886番2地先から同町大字新城字落合884番地先まで

供用開始の期日 平成28年6月10日

警察本部告示**和歌山県警察本部告示第3号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、放置車両確認事務委託業務に係る自治法令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成28年6月10日

和歌山県警察本部長 直 江 利 克

1 総合評価一般競争入札に付する業務の名称等**(1) 調達役務の名称**

放置車両確認事務委託業務

(2) 入札件名

ア 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務

イ 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務

(3) 調達役務の仕様等

放置車両確認事務委託契約仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 総合評価一般競争入札に参加する者の資格

この総合評価一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成28年6月10日（金）において、次に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税、都道府県税及び社会保険料に未納がない者であること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成

16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (6) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- (10) 入札参加資格確認時において、入札件名ごとに駐車監視員を2名以上雇用していること。
- (11) 仕様書に定められた業務内容を公正かつ適確に遂行し得ること。
- (12) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項に基づく和歌山県公安委員会の登録を受けていること。ただし、同法第51条の9に基づく和歌山県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる場合を除く。
- (13) 和歌山県内に事務所を有していること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この総合評価一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書（定款を添付すること。）

ウ 使用印鑑届

エ 誓約書

オ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

カ 所在地見取図

キ 一般競争入札参加資格審査申請提出書類確認書

ク 登記事項証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

ケ 印鑑証明書（入札公告の日以降に交付されたもの）

コ 次に掲げる税金等に未納がないことが確認できる納税証明書で提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税並びに消費税及び地方消費税

（イ）主たる事務所が所在する都道府県が課する税全税目

（ウ）社会保険料の滞納がない旨の証明（提出日直近1年分）

サ 財務諸表（直近2か年分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）

シ 和歌山県公安委員会から交付を受けた2の（12）の登録に係る登録通知書又は登録更新通知書の写し

ス 駐車監視員資格者証の写し

- (2) （1）のアからキまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成28年6月10日（金）から同月27日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
- (3) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成28年6月10日（金）午前9時から同月28日（火）午後5時までの間に和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センターに対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成28年6月21日（火）午後1時30分

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、平成28年6月10日（金）から同年7月4日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に持参することとし、郵送等による提出は認めない。

6 資格審査申請書類の配布及び提出場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

和歌山市西1番地 交通センター2階

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0356

ファクシミリ番号 073-475-0359

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成28年7月8日（金）までに通知する。

8 総合評価一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 総合評価一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成28年7月19日（火）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、平成28年7月22日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成28年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

新宮都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

削除する部分

和歌山県新宮市阿須賀一丁目、馬町一丁目、元鍛冶町一丁目、新宮字梅ノ木、新宮字奥山際、新宮字口山際、新宮字松山、新宮字南谷、千穂一丁目、別当屋敷町、薬師町

変更する部分

和歌山県新宮市あけぼの、池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、伊佐田町一丁目、伊佐田町二丁目、井の沢、磐盾、浮島、王子町三丁目、春日、神倉三丁目、神倉四丁目、上本町一丁目、上本町二丁目、熊野地一丁目、熊野地二丁目、五新、清水元一丁目、清水元二丁目、下田一丁目、下田二丁目、下田三丁目、下本町一丁目、下本町二丁目、徐福一丁目、徐福二丁目、新宮字清水元、新宮字丸山、千穂二丁目、千穂三丁目、仲之町三丁目、

野田、蓬莱一丁目、蓬莱二丁目、蓬莱三丁目、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

新宮市建設農林部都市建設課

4 縦覧期間

平成28年6月10日から同月24日まで